議案第２７号

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和７年１２月１日　提出

四條畷市長　　銭　谷　　翔

提案理由

児童福祉法等の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、引用条項等の整理が必要となったため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０」を「第３３条の１０第１項」に改める。

第１７条第２項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第２３条第２項中「国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の４第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。」を「法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号。以下この項において「改正法」という。）附則第１２条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第１２条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国

家戦略特別区域限定保育士」という。）」に改める。

第２９条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第３１条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第４４条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第４７条第１項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附則第９項中「第６項」を「第７項」に改める。

（四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「第３３条の１０」を「第３３条の１０第１項」に改め、「各号」の次に「（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。